



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

◎今号のテーマ

## 一般診断法

「保有する耐力」について  
の考察

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の  
質問・回答集の確認

2月号の原稿を作成は、実は年末ギリギリの時期です。なので皆さんに届く1月末で立春もまじかの頃がなかなかイメージしにくい。でも希望あふれる立春を迎えたいものです。

さあ、今年のリフォーム団体登録です。国や国民市民の皆様の期待に背くことの無いよう、皆で立派な活動を進めましょう!

さあ、今月もこの回答集をめくり、内容・趣旨を確認し日々の業務に活かして参りましょう。

日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧下さい。

〔注〕紙面の都合HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。〕

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

一般診断法では釘の仕様を考慮せず、  
工法の種類のみで **Q57**

## 「壁基準耐力」を決定して良いか?

精密1では、「合板は厚さ3mm以上、釘N25以上(四周打ち、@200以下)」となっていますが、一般診断でもこの仕様を確認する必要がありますか? また、一般診断法で壁の厚さ・釘仕様が不明な場合でも表3.2の壁基準耐力を使用しても良いのでしょうか?

**A** 一般診断法では「非破壊調査」が前提のため、釘仕様の確認までは求めていません。…が、(一般診断法と言っても)精密診断法1で示す壁基準耐力の仕様が基準(根拠)となっていますので、その仕様に満たない場合には、低減を乗じるなどして、適切に判断して下さい。

## 考察

この回答の前半部分の読み取りには少々難しい要素があります。釘仕様の確認までは求めていません。といいつつ、「ただし書き」で精密1による壁基準耐力仕様が元になっているので、「それに満たない場合には、低減を乗じる等云々。」と言っています。この部分をどう扱えば良いのか?

現場を預かる私達としては、①通常の診断においては不明部分の「釘仕様」は確認せずに進める。②努力なしで確認できる場合(つまり、露出している場合のみ)には、精密の壁基準耐力仕様に照らして判断、適切に対処する。…といった対応でよいのではないのでしょうか。

後半の質疑については特別回答されていませんが、基本的には前半の回答で足りるとお考えのようです。特に「面材」の場合、常識的には面材の厚さよりも「留め付け」仕様が支配的に耐力を左右することが多いので、通常の仕様を基に(精密1の)基準耐力が定められていると考えれば、明らかに満たない場合のみ適切な対処を、との見解だと思います。但し表3.2のうち、「ラスボード」の場合は「厚さ7mm以上」とのことですので念のため。

**Q56**

石膏ボード、合板の  
固定法に規定はあるか?  
タッカー留めでも  
耐力を見込めるか?

**A** 告示第1100号(昭和56年)や告示第1541号(平成13年)による留め付けが基本です。タッカー留めのような仕様は耐力を見込めません。

## 考察

ま、言葉通りの解釈だと思います。質問者としては「面材」全般に対する質問ではないかと思いますが、例えば面材自体の「タテ使い」・「ヨコ使い」についてはここでは触られていませんけれど、留め付け仕様を守っていれば、「タテ・ヨコ」いずれでも構わないことになっていますので一言付け足しておきましょう。